

日光砂防事務所公式 X 運用方針

1. 目的

本方針は、日光砂防事務所が取得した公式 X アカウント（以下、「当アカウント」という。）の運用に関する事項を定めることを目的とする。

2. 基本方針

当アカウントの運用は、日光砂防事務所管内の防災情報の他、所管する砂防事業等に関する情報について、携帯端末でも即時情報を入手することにより、砂防事業の重要性や必要性について理解促進を図ることを目的とする。

なお、当アカウントは、専ら情報発信のみ行うものとする。

3. 用語の定義

この運用方針において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) X ユーザーが「ポスト」（＝140文字以内の短文）を投稿し、情報を共有できる民間ソーシャルメディアサービス
- (2) 公式 X 日光砂防事務所が設置・運営するユーザー名から発信する X をいう。
- (3) アカウント X を運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ポスト X に投稿する内容のことをいう。
- (5) フォロー 他のユーザーのツイートを自動受信するように設定することをいう（常に自分が受信できるようにアカウントを登録すること）。
- (6) 返信 X を使っているユーザーからのポストに返信することをいう。
- (7) リポスト X を使っているユーザーが投稿した内容を引用して発信することをいう。

4. 運用方法

当アカウントは、日光砂防事務所が以下のとおり運用することとする。

- (1) 運用体制
 - 当アカウントの管理者は調査課長とする。
- (2) 発信する情報
 - ① 日光砂防事務所管内における防災情報
 - ② 日光砂防事務所が行う事業に関する情報及び周辺情報
- (3) 発信する内容の作成担当
 - ポストする内容は、発信する情報に関する事務を所管する課・出張所が作成する。
- (4) 発信にあたっての留意点
 - ① 誤解を与えない、わかりやすく簡素な情報発信とする。
 - ② 信頼性が担保できない情報は発信しない。

(5) 発信手順

発信する内容を作成した者が事務所長あるいは代行する者の確認を得た上で、適宜ポストする。

(6) ポストに記載するリンク

ポストに記載するリンクは、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則として日光砂防事務所ホームページ（以下、「事務所ホームページ」という。）のみとする。

(7) 他アカウントのフォロー等

- ①原則として、他アカウントのフォローや返信、リポストは行わない。
- ②ただし、国、地方公共団体または公共性の高い機関のアカウントについては、必要に応じてフォローやリポストを行う場合がある。

(8) なりすまし防止

- ①なりすましによる誤情報等の流布を防止するため、公式Xのプロフィールに公式ホームページのリンクを掲載し、運用方針を参照できるようにする。また、当アカウントのユーザー名を事務所ホームページ上に明記する。
- ②なりすましを発見した場合は、事務所ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(9) その他

X の利用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとする。

5. 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は事務所ホームページに掲載し、周知する。また、本方針は必要に応じて変更するものとし、その場合は変更した旨を公式 X アカウントにより発信し、周知する。

6. 免責事項

- (1) 日光砂防事務所は、利用者が当アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではない。
- (2) 日光砂防事務所は、ユーザーにより投稿された当アカウントに対する返信、リポスト、コメント等について一切責任を負わない。
- (3) 日光砂防事務所は、当アカウントに関連してユーザー間またはユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わない。
- (4) 投稿にかかる著作権は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属するが、投稿されたことを以てユーザーは日光砂防事務所に対し投稿コンテンツを無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、日光砂防事務所に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。